

重要事項説明書

令和7年10月～

(介護老人福祉施設・短期入所生活介護)

A) 施設の概要

【施設経営法人】

1. 法人名 社会福祉法人美濃陶生苑
2. 法人所在地 土岐市駄知町1858番地の2
3. 電話番号 0572-50-0081
4. 代表者氏名 理事長 酒井 幸昌
5. 設立年月日 昭和52年12月

【事業所名】

特別養護老人ホームかさはら陶生苑

【事業所の所在地】

岐阜県多治見市笠原町2854番地の1

【電話番号】

0572-45-2181

【施設長氏名】

田口 真文

【指定事業所番号】

岐阜県2171900075号

【指定年月日】

平成15年7月22日

【サービスの種類】

介護老人福祉施設

【開設年月】

平成15年7月22日

【入所定員】

介護老人福祉施設：50名

短期入所生活介護：

(併設型) 5名

(空床利用型) 特別養護老人ホームかさはら陶生苑の定員
(50名)以内

B) 事業の目的と運営の方針等

【施設の目的】

当施設への入所は、原則として「要介護3から5」と認定された方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限利用しても、在宅生活が困難な者が対象となります。

介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

【運営方針】

年齢の老若にかかわらず、また心身の障害の有無に関係なく、施設入所者は、自己決定の権利とひとりひとりが独自の人間であるという基本的な権利を有する。同様に施設は、地域社会の中で独立した生活を営んでいる人々がごく普通に享受している生活の状態とできるだけ一致した形で、生活を営む権利を有する。当施設は、この原則に基づき施設入所者が人としての尊厳とプライバシー

を保障されるなかで、残存能力の活用をはかり、安定した生活が継続できるよう援助します。

【施設サービス計画の作成及び評価】

介護支援専門員が、利用者の直面している課題等を把握し、利用者や家族等の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。原案の作成にあたっては、利用者または家族等へ面接し、説明の上、同意を得て交付します。また、サービス提供の目標の達成状況等を定期的に評価します。

C) 施設の規模、構造と施設の設備等

敷地・面積 12,097.23㎡ (約3,665坪)
 建物構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建
 延べ床面積 3,965.84㎡ (約1,200坪)

【居室等概要】

居室 55室(短期入所室 5室含む)

居室(全室個室)	55室	13.28㎡/室
食堂	1室	171.38㎡/室
集会室	1室	212.15㎡/室
改良型普通浴室	1室	リフト設置
特殊浴室	1室	シャワーバス2基

※居室…ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

長期入院期間中、一時他のご利用者に居室使用する場合があります。

上記の対応時は事前にご連絡・承認をもって実施させていただきます。

D) 職員の勤務体制等

職種	人数		勤務時間 ()内は出勤者数
施設長	1名	常勤	9時～17時30分
介護職員	18名以上	常勤	早出①(2名) 6時～14時30分
			早出②(1名) 6時30分～15時00分
			普通(8名)(土・日は7名) 9時～17時30分
			夜勤(2名) 17時～翌9時
			宿直(1名) (男性職員)

			19時～翌6時
看護職員	4名以上	常勤	9時～17時30分
機能訓練指導員	1名	常勤	他職種と兼務
医師	1名	非常勤	毎週月・金曜日 12時30分～14時30分
主任生活相談員	1名	常勤	9時～17時30分
事務職員(兼務)	1名	常勤	9時～17時30分
管理栄養士	1名	常勤	9時～17時30分
介護支援専門員	2名以上	常勤	他職種と兼務

E) 医療の体制

- ・ 嘱託医（はっとり医院）の医師による週2回（月・金曜日）の往診があります。
- ・ 入院の必要性が生じた場合、利用者およびその家族から特段の申し出がなければ基本協力病院（多治見市民病院）での対応とさせていただきます。
- ・ 精神科（大湫病院）の医師による往診が月2回あります。

◆ 嘱託医 ・ ・ ・ 笠原診療所はっとり医院

医師 服部ますみ

多治見市大畑町 7-138-1

☎ 0572-28-2261

◆ 協力病院 ・ ・ ・ 多治見市民病院

多治見市前畑町 3-43

☎ 0572-22-5211

◆ 協力精神科医療機関 ・ ・ ・ 大湫病院

医師 江口研

瑞浪市大湫町 121

☎ 0572-63-2231

◆ 協力歯科医療機関 ・ ・ ・ 多治見歯科医師会

F) 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス 当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

《食事》

- ・ 管理栄養士による適切な栄養管理のもと、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮したバラエティ豊かな食事を提供します。
- ・ 適切な栄養管理を行うため、栄養ケア計画を作成し、これに基づいたサービスの提供を行います。
- ・ 医師の指示に従って、必要な療養食を提供し、健康管理に努めます。
- ・ ご利用者の自立支援のため食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。また、可能な限り、経口で摂取できるよう努めます。
- ・ 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事に反映させるため、給食委員会

(多職種チーム)が中心となり嘱託医師・外部歯科医師・歯科衛生士との連携に努め、利用者に対して適切な栄養食事相談を行います。

『標準的な食事時間』

朝食(7:30) 昼食(11:30) おやつ(14:30) 夕食(17:00)

※嚥下力低下や誤嚥等のある方は、生命の安全及び健康管理(摂取量の確保)において上記時間を変更し対応させていただく場合があります。

《排泄》

- ・失禁状態の人でも状態によってはトイレ介助を実施する等適切な排泄介助に努めます。
- ・プライバシーを保護する環境を整えます。
- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います

『トイレ介助の基本時間帯』

①朝起床後 ②朝食後 ③昼食前 ④昼食後 ⑤おやつ後
⑥夕食後 ⑦就寝前 ⑧夜間は随時

- ・おむつ対応の人は、下記の定時の交換及び、個々の状態に応じ随時交換を実施します。

『おむつ交換介助の基本時間帯』

① AM4:00 ②AM9:00 ③PM13:30 ④PM20:45 ⑤随時(個別の対応)

《入浴》

- ・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。
- ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴となります。

《離床、着替え、整容等》

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

『離床介助の時間帯』

① 朝着替え離床 ② 朝食後ベッド移動 ③ 朝離床
④ 昼食後ベッド移動 ⑤ 昼離床 ⑥ 夕食後ベッド移動

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう努めます。

※関節の強直・皮膚状態などの要因により、著しく損傷のリスクが高いご利用者には、ご家族と協議の上で行わない場合もあります

- ・個人としての尊厳に配慮し、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します
- ・シーツ交換は1/2週実施します。
- ・褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ・毎食後、口腔ケアを実施し、口腔内の健康の維持に努めます。
- ・義歯は夕食後洗浄し、容器に保管します。
- ・定期的に外部歯科医師・歯科衛生士など専門分野からの指導を受け口腔ケア管理に努めます。

《機能訓練》

- ・残存能力の維持・フレイル予防を目的としており、あくまでも訓練的リハビリではなく生活

リハビリに努めます。

《健康管理》

- ・ 嘱託医師(週2回往診)・施設看護職員が健康管理を行います。
- ・ 精神科医師の往診が月2回あります。
- ・ 年1回ききょうの丘検診プラザでの検診を実施します。(胸部レントゲン)

《相談及び援助》

- ・ 利用者およびそのご家族等からのいかなる相談についても誠意をもて応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

《衛生管理》

- ・ 利用者の使用する食器その他設備及び飲用水等についての衛生管理に努めます。
- ・ 医薬品及び医療用具を適切に管理します。
- ・ 感染症及び食中毒が発生、まん延しないよう適切な対応を行います。

《レクリエーション、教養娯楽》

- ・ 季節感を取り入れた季節行事を考慮して実施しています。
- ・ ご利用者の希望による雑誌本・手工芸材料・塗り絵材料等の準備は、ご家族様でお願いします。

《その他》

【定期的な安否確認の方法】

- ・ 各居室のベッドサイド、共有部分の浴室・各棟のトイレ内に緊急コールを設置し介護職員 PHS や介護ステーションに連動されています。
- ・ 通常の見守りの他に、原則夜間帯は2時間ごとに巡回致します。
- ・ ベットセンサーマット等安否確認機器は必要に応じ使用時には本人・ご家族への説明・同意のもと導入致します。(介護記録に同意の有無を記載)

【高齢者虐待防止措置の実施】

- ・ 高齢者虐待防止について、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針に基づき必要な措置を講じます。また責任者として生活相談員を選定し環境整備に努めます。

【身体拘束の禁止】

- ・ 施設は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ・ 施設は、身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行う
(1) 身体拘束予防委員会を設置する。

- (2) 身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる内容、時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。但し緊急・やむを得ない状況になった場合には「身体拘束予防委員会」にて切迫性、非代替性、一時性の3要素について検討し、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明・同意をもって実施します

【秘密保持の厳守・個人情報保護】

- (1) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も職員の雇用契約終了後も同様とし継続します。
- (2) 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとしします。
- (3) 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとしします。

【ご利用者が病院に入院された場合の対応】

当施設に入所中、医療機関の入院の必要性が生じた場合の対応は、以下のとおりです。
 入院後概ね3カ月程度の猶予期間を定めていますが、3ヶ月以内の退院が見込まれない場合（長期入院が予想される場合）には、3ヶ月を経過する前に契約を解除していただく場合があります。

この場合は、病氣回復により退院が可能となった段階で、再入所等のご相談に応じます。

※外泊加算：(246 単位/日)1月につき、外泊（又は入院）した日の翌日から起算して6日（月をまたがる場合は最大で連続12日）を限度として算定。

ただし、当該入所（院）者が使用していたベッドを短期入所サービス(空床型)で使用し短期入所介護報酬費を算定した日の外泊時加算は算定されない。

※初期加算：(30 単位/日)30日を超えて病院へ入院し、退院後施設に戻り利用を開始した場合、退院日から起点とし、上限30日以内算定。

【業務継続計画（BCP）の実施】

業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害の発生時において、業務の継続的または再開について速やかに対応する措置を講じます。

【災害時の対応】

非常災害時の対策非常時の対応	別に定める「特別養護老かさはら陶生苑消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練等防災設備	別に定める「特別養護老かさはら陶生苑消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	設置あり	消火器	30
避難すべり台	1	消火栓	3
自動火災報知機	2	非常通報設備	2
避難階段	1	誘導灯	設置あり
カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：令和2年4月3日 防火管理者：浅井 慎二		

【緊急時・事故発生時の対応】

事故発生時の対応等事故発生時の対応	施設は、介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかにご利用者のご家族・ご利用者の後見人又は身元引受人等関係者に連絡・報告を行うとともに、ご利用者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損害賠償	施設は、サービス提供によりご利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地災等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、施設に故意過失がない場合はこの限りではありません。また、ご利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

【夜間帯急変時の対応】

- ・施設には常勤医師の配置はなく、夜間は看護師も不在ですが、緊急時の対応については介護職員が緊急連絡体制に基づき24時間看護師との連絡体制が確保されています。
- ・当苑は看取りケアを実施しておらず、急変時は基本病院搬送となります。
苑内での死亡時は嘱託医が死亡確認を行います。日中・深夜医師が直ちに来院対応出来ない場合もあります。その際は施設で待機お待ちいただくこともあります。
※配置医師緊急時対応加算算定

【感染症発症時の対応】

感染症予防委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。

感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、施設内外における感染蔓延防止に努めます。

きごう施設内の感染拡大防止のため、予防接種・流行期における嘱託医師の要請による予防薬使用・面会及びご利用者の外出・来苑者の入館規制など、施設対策へのご協力をお願いしています。

【施設からの申し出による契約解除事項】

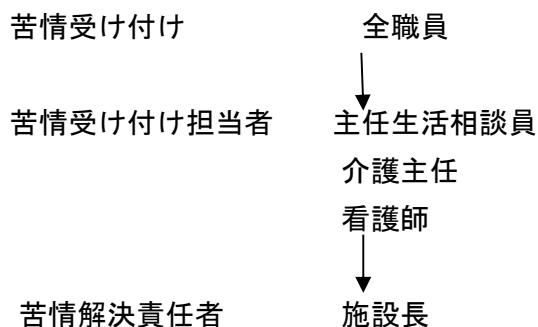
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ・ ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
- ・ ご利用者が、故意または重大な過失により施設又施設職員もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなど重大な問題を生じさせた場合
※施設において介護方法及び接遇方法、医療的ケアなどあらゆる手段を講じてでもこれを防止することができない場合
- ・ ご利用者が連続して90日を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ・ 医療的対応が頻発し、今後の改善性が見込まれず施設での生活継続が困難となった場合
- ・ ご利用者又はその家族等から、他の利用者、職員に対するハラスメントにより、利用者・家族等との信頼関係が著しく害され、介護サービス提供の継続に重大な支障が及んだ場合
- ・ 入所契約書に基づく禁止事項、協議事項等につき契約内容に違反した場合
- ・ 介護認定区分が、非該当（自立）、要支援、要介護1、要介護2となった場合
※要介護1、要介護2の認定を受けた方におかれましても、「やむを得ない事情」により、特養以外での生活が著しく困難であると判定された方には、引き続き特例的に特養への継続入所が認められる場合があります。

【苦情処理体制】

(1) 施設内苦情発生時の対応

以下の流れで連絡を行う。



☎： 0572-45-2181 受付時間： 毎週月曜日～金曜日（9：00～17：30）

サービスに対する苦情・不満、介護事故、契約関係などに関することを苦情受付担当者までお申し出てください。苦情解決責任者と協議のうえ対応方法を決定させていただきます。

その結果はすべて、サービス調整委員会へ報告することとします。

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

(2) 第三者委員

氏名	住所	職業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人たなか事務所 電話 0572-67-1815 (代)	司法書士
たかの かずゆき 高野 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目20番2号 オアシス丸の内 NORTH 6階 電話 052-253-3278	弁護士

以下の窓口でも受け付けいただけます。

(3) 行政機関その他受付機関

多治見市介護保険調整委員会

〒507-8787 岐阜県多治見市音羽町1丁目233番地

日時 月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時00分

場所 市役所

問い合わせ 高齢福祉課 電話 22-1111 内線 2232、2233

岐阜県国民健康保険団体連合会(苦情相談係)

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

☎ (058) 275 - 9826

【第三者による評価の実施状況 第三者による評価の実施状況】

1. あり 2. なし

【施設における留意事項】

- ・ 居室の飾りや家具等の持ち込みは移動に支障がなければ自由です。
- ・ 施設での洗濯は日常着のみとなります。
※ 一般的な全自動洗濯乾燥機使用ができる物をご用意下さい。
(ウールやドライクリーニング対象品などはご家庭での洗濯をお願いしています)
- ・ 季節ごとの衣服の入れ替えはご家族にご協力をお願いします。

A) 介護保険の給付対象外となるサービスと利用料金

別紙：【かさほら陶生苑 介護度別利用料内訳表】

別紙の利用料金表によって、ご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から「介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）」と食事及び居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

(1単位:10.14円)

要介護度とサービス利用料	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	589単位/日	659単位/日	732単位/日	802単位/日	871単位/日
算定加算	算定要件				
日常生活継続支援加算	36 単位/日	重度のご利用者の入所を積極的に受け入れ、より質の高い介護福祉サービスを提供し、個々の利用者を尊重しながら生活を支援することを評価する加算 例)・要介護度 4 および 5 の新規の入所者総数が 7 割以上			
看護体制加算 (I)	(I) 6 単位/日 (II) 13 単位/日	特別養護老人ホーム等における入所者の重度化に伴う医療ニーズや看取り介護に柔軟に対応し、「終の棲家」としての役割を担うために看護職員を手厚く配置している事業所を評価する加算。 (I) 常勤の看護師を 1 名以上配置していること (II) 24 時間連絡可能体制を確保			
配置医師緊急時対応加算	I) 650 単位/回 II) 1300 単位/回	I) (早朝) 6 時～8 時 (夜間) 18 時～22 時 II) (深夜) 22 時～6 時 配置医師が早朝・夜間、深夜に入所者の緊急時等の対応を行った際の評価 個別対象の加算			
精神科医師定期的療養指導	5 単位/日	ご利用者の3分1以上を認知症の入所者が占める施設で、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われていること。			
科学的介護推進体制加算	(II) 50 単位/月	厚労省が集積した膨大なデータを活用し、科学的効果が裏付けられた質の高いサービス提供を推進する取り組みに対する加算。 (II): (I) 要件に加え医療的情報の活用			
栄養マネジメント強化体制加算	11 単位/日	管理栄養士による栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取組を実施し、入所者の栄養状態の改善、維持に向けた取り組みに対する加算。			

療養食加算	6 単位/1 食	医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行なわれた場合。個別対象の加算
口腔衛生管理加算	(I)90 単位/回 (II)110 単位/回	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による2回以上/月の専門的口腔ケアの実施。及び施設職員への助言指導、相談対応など専門職との連携強化に努め、ご利用者の口腔機能の維持、改善、肺炎予防に繋がる質の高い口腔ケアの取り組みに対する加算。 (II):(I)の要件に加え管理計画情報を適切に有効活用する体制にある場合 個別対象の加算
初期加算	30 単位/日	入所日から30日以内の期間。 また、30日を超える入院後に再び入所する場合も同様。
外泊加算	246 単位/日	入所者が6日以内の入院又は外泊（入院又は外泊した翌日から、複数の月にまたがる場合は12日間）をされた場合。
退所時情報提供加算	250 単位/回	入所者が医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行った場合
介護職員等処遇改善加算	加算 I (14.0%)	介護職員の待遇改善に資する加算 1 月につき基本報酬単価と加算単価の月合 × 14.0%

B) 介護保険の給付対象外となるサービスと利用料金

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	第 4 段階
① 居住費※	380 円	480 円	880 円	1,579 円
②食費	300 円	390 円	① 650 円 ②1,360 円	1,560 円
③日用品費	80~100 円			
④間食費	110 円			
⑤・医療費 ・理髪サービス ・ご利用者希望で提供される栄養補助食品類 ・健康管理費（予防接種・予防薬に係る費用等	実費			

【利用料支払方法】

- 1ヶ月分（毎月1日～末日）の利用明細請求書を翌月の15日頃までにご指定いただいた住所へ郵送します。
- 支払方法は、予めご指定いただいた預貯金通帳から毎月26日（銀行等休業日は翌営業日）に口座振替させていただきます。

A) 介護保険の給付対象外となるサービスと利用料金

別紙【かさほら陶生苑 短期入所介護度別利用料内訳表】

別紙の利用料金表によってご利用者の要介護に応じたサービス利用料金から「介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）」と食事及び居住費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いいただきます。

(1単位:10.17円)

要介護度とサービス利用料	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		603単位/日	672単位/日	745単位/日	815単位/日
算定加算			算定要件		
療養食加算	8 単位/1 食		医師の指示（食事箋）に基づく腎臓病食や糖尿病食等の治療食の提供が行なわれた場合。個別対象の加算		
サービス提供強化体制加算（I）	22 単位/日		サービス提供体制を特に強化して基準を満たし届出を行った介護事業所に対して算定される加算 ・加算（I）…介護福祉士が80%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上のいずれかに該当		
送迎加算/	184 単位/片道		ご利用者の心身の状態や、ご家族の状況に応じて、短期入所生活介護事業所等と居宅の間の送迎が必要な方へ、送迎サービスを提供した場合に算定できる加算 個別対象の加算		
緊急短期入所受入加算	90 単位/日		ご利用者やその家族の状況に合わせ、ケアプランにおいて利用計画のない利用者を緊急で受け入れすることを評価する加算 ※緊急時の特例的な取扱いのため7日間（家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度）		
短期入所生活介護の長期利用者に対する減算	30 単位減算/日		連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護の利用している利用者に、短期入所生活介護を提供する場合には連続して30日を超えた日から減算を行う仕組みが導入されています		
介護職員等処遇改善加算	加算 I（14.0%）		介護職員の待遇改善に資する加算 1月につき基本報酬単価と加算単価の月合×14.0%		

B)介護保険の給付対象外となるサービスと利用料金

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
② 居住費※	380 円	480 円	880 円	1,579 円
③ 食費	300 円	600 円	①1,000 円	1,560 円
			②1,300 円	
④日用品費	80~100 円			
⑤間食費	110 円			
⑥・医療費 ・理髪サービス ・ご利用者希望で提供される 栄養補助食品類 ・健康管理費（予防接種・ 予防薬に係る費用等	実費			

【利用料支払方法】

1. 1ヶ月分（毎月1日～末日）の利用明細請求書を翌月の15日頃までにご指定いただいた住所へ郵送します。
2. 支払方法は、予めご指定いただいた預貯金通帳から毎月26日（銀行等休業日は翌営業日）に口座振替させていただきます。
3. 領収証は次回請求書とあわせて送付させていただきます。

【利用料の変更】

当施設が利用料の変更を行う場合は、あらかじめ書面にてその旨を説明しご利用者の同意を得ます。

【利用者記入欄】

私（利用者およびその家族）は別紙契約書および重要事項の説明受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名

身元引受人氏名

個人情報使用同意書

(介護福祉施設用)

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

1. 使用する目的

- （1）利用者のための施設介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と他事業者との連絡調整等において必要な場合
- （2）利用者の退所に関わる相談、援助の際に生じる居宅介護支援事業所もしくは関係福祉施設、医療機関との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する期間

施設介護サービス利用契約書の契約期間

3. 使用する条件

- （1）個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- （2）個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

社会福祉法人美濃陶生苑
特別養護老人ホームかさほら陶生苑
施設長 田口 真文 殿

利用者氏名

身元引受人氏名

(